

(仮称) 中野区ユニバーサルデザイン推進条例の検討方針について

区は、新しい中野をつくる 10 年計画（第 3 次）に基づき、すべての人がそれぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」の実現に向け、ユニバーサルデザインに関する検討を進めてきたところである。

(仮称) 中野区ユニバーサルデザイン推進条例（以下「推進条例」という。）について、平成 28 年度に設置した区長の附属機関である、中野区ユニバーサルデザイン推進審議会（以下「審議会」という。）の答申を踏まえ、以下のとおり検討を進めることとする。

1 推進条例の位置づけ

ユニバーサルデザインの考え方を前提として、様々な区政課題に対する取組を進めていく必要があることから、区政運営における基本的な指針として位置づけるとともに、区、区民、事業者等がそれぞれの役割を果たし、協働して、取組を進めていくための共通の指針として位置づけることとする。

2 推進条例の目的

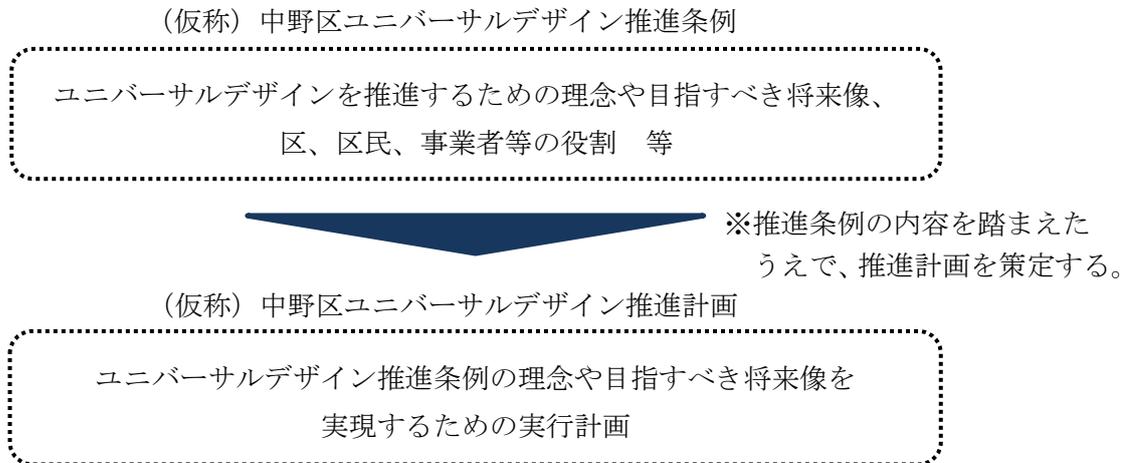
すべての人が障壁を感じることなく、自らの意思により、自立して活動できる環境を整備することを通じて、全員参加型社会を実現するため、区、区民、事業者等のそれぞれの役割を明らかにするとともに、理念や目指すべき将来像を定めることによって、ユニバーサルデザインを推進することを目的とする。

3 (仮称) 中野区ユニバーサルデザイン推進計画との関係

(仮称) 中野区ユニバーサルデザイン推進計画（以下「推進計画」という。）は、推進条例に定める、理念や目指すべき将来像を実現するための実行計画として位置づけることとする。

なお、推進計画については、推進条例で定める理念や目指すべき将来像等を踏まえたうえで、内容の検討を進めることとする。

《イメージ図》



4 検討の進め方

推進条例の制定にあたっては、審議会の答申を踏まえ、推進条例の考え方（骨子）を整理し、区議会での議論を踏まえたうえで、案を作成し、意見交換会及びパブリック・コメント手続を実施することとする。

5 今後のスケジュール

平成29年	8月下旬	推進条例の考え方（骨子）の決定
〃	10月上旬	推進条例（素案）の決定
〃	10月下旬	意見交換会の実施
〃	12月上旬	推進条例（案）の決定
〃	12月中旬	パブリック・コメント手続の実施
平成30年	2月	第1回定例会に推進条例を提案